

[書評]

孝橋正一著『全訂 社会事業の基本問題』  
(ミネルヴァ書房、1962年)、2009年、復刊

Book review: Shakaijigyu no Kihonmondai, by Shoichi Kohashi

吉 村 公 夫

Kimio Yoshimura

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 16

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 16号  
2011年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
DECEMBER 2011

〔書評〕

孝橋正一著『全訂 社会事業の基本問題』  
(ミネルヴァ書房、1962年)、2009年、復刊

**Book review: Shakaijigyū no Kihonmondai, by Shoichi Kohashi**

吉 村 公 夫  
**Kimio Yoshimura**

本書は、1962（昭和37）年に刊行された、孝橋正一著『全訂 社会事業の基本問題』（ミネルヴァ書房）の復刻版（出版社の表現だと「装い新たに復刊」）である<sup>(註1)</sup>。復刻版と銘打って、本文の復刻の他に、解説がつけてあったりするが、本書にはない。近年盛んな、一部でも需要があると、発行されるオンデマンド版でもないようである。

復刊する著書あるいは出版社の刊行意図は、ここでは直接問わず、本書の復刊のもつ意義を探ろうとするものである。

本書のタイトルの「社会事業」という言葉に違和感を覚える読者もいるだろう。孝橋と同様長く、社会事業という言葉を使用してきた、歴史学者の吉田久一は、その著『日本社会事業の歴史』で、「高度成長期からは、社会事業と区別して、社会福祉の名辞を使用したい」<sup>(註2)</sup>と述べて、その理由として、「高度成長、所得倍増につれて、消費生活を中心に、国民生活の「中流化」状況が生まれ、戦後の「生存水準」という限定された生活と異なり、貧困も「相対的」貧困が主となったからである。他方高度成長社会の矛盾は、生活不安を普遍化、複雑化させ、ニードも多様化、高度化し、これに対する社会事業も量的・質的に変化し、社会事業の用語では収まらなくなったからである。したがって、社会事業から社会福祉への転換は、観念論ではなく、歴史論である」<sup>(註3)</sup>

生存という生活ではなく、「相対的貧困」という対象の変化、それに対しての政策も量的・質的に変化したから。最後の「観念論ではなく、歴史論」というのは、実態、事実がそうだという主張か。

第二次世界大戦後から、社会福祉とする立場の他、吉田のいう「高度成長期」、あるいは1960年代以降、社会福祉を使う論者で、尽きるだろう。吉田久一のこの著書のタイトルは別として、多くの論者は、高度成長以後、社会福祉を使用したとしても、大戦後から高度成長までを扱っていても、社会福祉というタイトルを使うようである。

孝橋がその後、編者になって刊行された本のタイトルは、『現代「社会福祉」政策論』である<sup>(註4)</sup>。ここでは、括弧つきで、社会福祉という言葉が使われている。

その事情を、孝橋は、その序で、「私達が研究課題としているある特定の共通した社会現象について、社会事業、社会事業政策、社会福祉政策などの表現の異なる用語が存在していて、これの一つに絞って統一することは不可能に近く、また賢明な措置ではないように思われる」<sup>(註5)</sup>。そこで、『社会福祉』という括弧づきの表現の仕方は、このことについては色々の別の表現も現実には存在しているのだが、かりにその同一の社会的存在について『社会福祉』という表現を用いるならば<sup>(註6)</sup> というぐらいの意味であると。

「統一することは不可能に近く」という表現には引っかかるが、「ある特定の共通した社会現象」、「同一の社会的存在」という指摘をおさえるべきところである。

孝橋はこの編著でも、社会事業を使用している。社会福祉という言葉を使うことによって、「本質論を忘れた機能論的アプローチに陥り、その本質をつかみそこなってしまう」<sup>(註7)</sup> という危惧が大きいと思われる。

本文に入って行こう。第四章第三節方法の検討第2項扶助と保険のところ、こんな指摘がされている。「社会政策としての社会保険の拡充の要求は資本の抵抗によってその前進がはばまれると同時に、その抵抗の圧力は産業負担から国家負担へと転進させられる。そのさい道は二つに分かれる。社会保険の枠の中での操作としては、拠出を増加させないで国庫負担額を増大させる道であり、他の道は社会保険の枠そのものをはずして国家扶助——資本の直接的な負担をともなわない社会保険をふくめて——に切り替えるゆき方である」<sup>(註8)</sup>。

「社会保険の拡充の要求」が本書が書かれた当時に較べて、今日あったかどうかは疑問だが、「産業負担から国家負担へ」の「拠出を増加させないで国庫負担額を増大させる」方途は取られた。2005（平成17）年3月に可決、成立した「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部改正法」である。この法律により年金保険制度の基礎年金の国庫負担の増額が決まり、2009（平成21）年度には、基礎年金の国庫負担割合を2分の1にする法律が可決された。

また、他の道の「国家扶助に切り替えるゆき方」。「切り替える」と政策主体が言明した訳ではないが、1995（平成7）年からの生活保護受給者の年々の増加。国民が生活保護の受給に向かっているということだが、受給に向かっている人たちの中には、「派遣切り」、「雇い止め」、「解雇」による生活困窮により生活保護の申請そして受給に至る人たちがいる。

また、第2項扶助と保険の続く文章では、「また扶助に要する経費は主として租税からひきだされるが、近代国家における租税政策が資本、特に巨大資本にとって相対的に有利に定められた直接税や、結局において大衆負担に帰する間接税の増徴へと方向づけられ」<sup>(註9)</sup>。近頃の消費税増税のマス・メディアの報道。

「派遣切り」、「雇い止め」は、労働者の労働条件、労働形態（雇用形態）の問題である。孝橋では、社会政策の対象になる問題の範囲に入るのだろう。しかし、孝橋の理論構成に時代には、「派遣切り」という事態はなかった。終身雇用制は理論構成の前提であったはずである。

むしろ、社会政策の理論構成にまで、遡って検討しないといけない。孝橋が継承した、大河内一男に遡ると、社会政策は「労働力の保全」をキー概念にして論を展開した<sup>(註10)</sup>。

社会政策にまで遡らないで、一番ヶ瀬康子の、労働力の消費過程での問題を労働問題とし、労働力の再生産過程を生活問題と位置づけた整理に乗れば、一応社会福祉研究としては完結する<sup>(註11)</sup>。

第六章で、「少なくとも社会政策としての最低賃金制度と完全雇用政策は、社会保障制度のための論理的・現実的前提物でなければならないのである」<sup>(註12)</sup>とし。「真実の意味における最低賃金制度（1959年最低賃金法は最低賃金制度としての意義に疑問がある）や完全雇用政策の欠如する日本において」<sup>(註13)</sup>と述べている。日本の最低賃金制度について、1962年当時において問題視していた。現在も、最低賃金が生活保護基準を下回るという状況である。

他方の完全雇用政策については、1980年代に入り、ケインズ主義政策、ケインズ主義的福祉国家として批判されて以降、批判派の言明が目立つ中、「完全雇用政策」、「完全雇用政策が前提」とも言明されることを聞かなくなっている。

完全雇用政策と社会保障制度についても、改めて掘り下げ検討しないといけないだろう。

アメリカ社会事業を、「人間関係の調整に関する社会事業家の機能（職務過程）の体系」<sup>(註14)</sup>とおさえるところ。現在の米国では、Social welfare and social workといったタイトルの教科書が出ていて、孝橋のアメリカ社会事業とはだいぶ様変わりしている。

彼の名付ける技術論的体系（アメリカ社会事業）は、第四章第3節方法の検討のなかで、第4項として、過程の体系として、展開されている。社会事業家の機能を読み込んで整理したものである。

ソーシャル・ケース・ワークを個別保護法と訳している。孝橋の個別保護法と訳している趣旨を活かして、個別保護法として展開しようとした試みは、1976年に出された、『社会事業個別相談』だけのように思われる<sup>(註15)</sup>。この本に、孝橋は、「社会事業個別相談の創造的体系」という序を寄せている。

コミュニティ・オーガニゼーションについて、「“地域社会組織化事業,, などというよりは、“社会事業調整法,, とよぶ方が適切であろう」と述べている。この時代の、コミュニティ・オーガニゼーションは、やはりその具体的な内容からすると、「地域組織化事業」であろう。あるいは「組織化の方法技術」。だから、技術論の体系であるのだが、今日、コミュニティ・オーガニゼーションに替わって「コミュニティ・ワーク」と言われるものは、「調整法」と言えるだろう。コミュニティワークは英国で言われて今日日本では定着している。

「日本の社会事業学者や実家の一部は、個別的保護のアメリカ的方法のみを無批判的に受入れようとしているけれども、日本の社会事業がおかれている歴史的・社会的条件を考慮すると、むしろイギリス的方法に学んでケース・ワークの方法に再検討を加えることが必要であり、また

そうすることの方が実際の効用も大きいように思われる」<sup>(註16)</sup>。

本稿で、孝橋正一の本著を取り上げたのは、ここらでもう一度、「社会事業とは何か」、「社会福祉とは何か」を、社会福祉の読者が考えていいのではないか。また、「労働政策とは何か」、「社会政策とは何か」も。

社会政策は、社会政策をわが国で学問的、科学的に整理した大河内一男の教え子の隅谷三喜男と氏原正治郎によって、労働経済学、労働経済論という学問名称を用いることが提案され、余り言われなくなって今日に至っている。社会政策学会は現在でも存在する。しかし、「労働力」と言ったキー概念はあまり聞かれなくなった。

社会政策は別として、社会福祉は、その学問的性格を議論しなくて事柄が進むことになった。クーンというパラダイム転換が起きた訳ではなく、しかし、ある意味パラダイム転換なのだが、資格法の社会福祉士及び介護福祉士法が成立し、国家試験による資格付与になって、受験資格取得科目と試験内容が厚生省によって枠が決められたことによる<sup>(註17)</sup>。

社会福祉士の受験資格取得科目であり国家試験の各科目の教科書が刊行されることになったことで、新しい科学者集団の出現ではなく、教科書に集約される執筆者集団の出現。

おそらく1970年代前半までは、社会福祉学専攻の課程をもつ大学においては、社会福祉原論担当者がそれぞれの社会福祉原論を展開していたように思われる。厚生省の通知は、科目名称を社会福祉原論とした。授業内容からすると、社会福祉概論なのだが。社会福祉とは何か、社会福祉学とは何かを問わなくなった。通知はそれを求めている。また、そんなことは試験に出ない。

ソーシャルワーカーの養成に傾きだした。そこに以前からの政策論と技術論という研究系譜があった<sup>(註18)</sup>。

本書は、言及してきたように、今日の社会福祉を考える上で、いくつもの示唆を与える。社会福祉を考えて行く際には、まだまだ読まれるべき基本的な文献である。

## 註

- 1 詳しくは、1975（昭和45）年2月5日発行の全訂版第9刷の復刻である。この2009年発行の本には、2009年の奥付が別に新たに加えられている。
- 2 吉田久一著『日本社会事業の歴史 全訂版』、勁草書房、1994年、p. 185。
- 3 同上。
- 4 孝橋正一編著『現代「社会福祉」政策論』、ミネルヴァ書房、1982年。
- 5 同書、p. iii。
- 6 同書、p. iv。
- 7 同上。
- 8 孝橋正一著『全訂 社会事業の基本問題』、ミネルヴァ書房、p. 177。
- 9 同上。
- 10 大河内一男著『社会政策の基本問題』、日本評論社、1940年。
- 11 大河内、孝橋、一番ヶ瀬康子のそれぞれの理論構成については、拙稿「社会福祉理論の性格についての

孝橋正一著『全訂 社会事業の基本問題』（ミネルヴァ書房、1962年）、2009年、復刊（吉村）

考察」、『名古屋市立大学人文社会学部研究紀要第12号』、2002年3月、pp. 63～71。参照。

- 12 孝橋、前掲書、p. 2。
- 13 同上書、p. 270。
- 14 同書、p. 2、p. 169、p. 185。
- 15 堀川幹夫、木原和美著『社会事業個別相談事業 医療社会事業ケースワークの社会科学的アプローチ』、ミネルヴァ書房、1976年。
- 16 孝橋、前掲書、pp. 169～170。
- 17 昭和63年2月12日 社庶第26号 各都道府県知事あて 厚生省社会局長 通知「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成等における授業科目の目標及び内容について」の中で、例えば、社会福祉原論という科目の内容が示された。また、これを受けた国家試験の出題基準が策定されて公表されたこと。
- 18 古川孝順著『社会福祉原論』、誠信書房、2003年。「第12章社会福祉学の視点と方法」で、古川は、社会福祉学研究の現状について言及している。